

木材利用促進法を踏まえた取組について

林野庁 木材利用課 木造公共建築物促進班

公共建築物等木材利用促進法の改正（2021年6月18日公布、10月1日施行）

改正後：「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

主な改正内容

■ 法律の題名、目的の見直し

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示する改正を行うとともに、木材利用の促進に関する基本理念を新設。

■ 公共建築物から建築物一般への拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。また、建築物における木材利用を進めていくため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を行う。

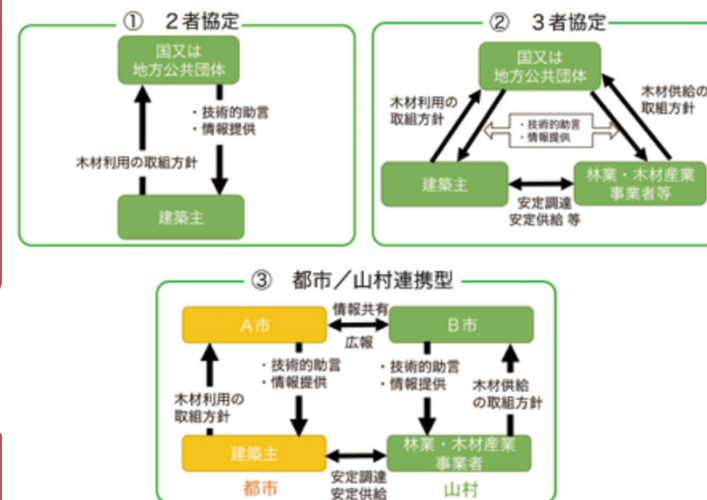
■ 木材利用促進本部の設置

政府における推進体制として、農林水産省に、農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣等）を本部員とする木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を行う。

■ 「木材利用促進の日」、「木材利用促進月間」の制定

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化し、国等は普及啓発の取組を行う。

主な建築物木材利用促進協定のイメージ



法改正の内容、建築物木材利用促進協定制度については、「改正公共建築物木材利用促進法ハンドブック」をご覧ください

詳しくは
林野庁のホームページで

建築物木材利用促進協定

検索

改正公共建築物等木材利用促進法
(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における
木材の利用の促進に関する法律) の概要
～はじめよう ウッド・チェンジ～
ハンドブック

WOOD CHANGE

令和3年12月
林野庁

建築物木材利用促進協定の締結事例

福井県経済団体連合会 × 福井県

『ふくい県産材利用推進に関する協定』



協定締結日：令和3年10月22日
有効期間：協定締結日～令和4年10月21日
対象区域：福井県

福井県経済団体連合会は、県産材の利用を推進し、森林整備の促進や二酸化炭素の固定を図るなどSDGsの達成や脱炭素社会の実現に努めるとともに、地域産業の活性化に寄与するとの構想を実現するため、福井県と協定を締結。

公益社団法人 日本建築士会連合会 × 国（国土交通省）

『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和3年11月20日
有効期間：協定締結日～令和7年3月末
対象区域：全国

（公社）日本建築士会連合会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、わが国の木材利用の促進に貢献していくとの構想を実現するため、国土交通省と協定を締結。

学校法人 立命館 × 大分県

『木材の利用促進と教育に関する協定』



協定締結日：令和3年12月16日
有効期間：協定締結日～令和9年3月末
対象区域：大分県

（学）立命館は、自らが設置する大学の教学棟の建設にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献していくとの構想を実現するため、大分県と協定を締結。

公立大学法人 大阪 × 竹中工務店・安井建築設計事務所グループ × 大阪府 × 大阪市

『大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年2月25日
有効期間：協定締結日～令和8年3月末
対象区域：大阪府

（大）大阪及び竹中工務店・安井建築設計事務所グループは、令和4年4月に開学する同大学のキャンパス整備に当たり、内外装等での地域産材の積極的な活用等により、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していくとの構想を実現するため、大阪府及び大阪市と協定を締結。

建築物木材利用促進協定の締結事例

一般社団法人 全国木材組合連合会 × 国（農林水産省）

『木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日
有効期間：協定締結日～令和7年3月末
対象区域：全国

（一社）全国木材組合連合会は、都市等における木造化・木質化を推進するために必要となるJAS製品等の普及拡大、合法伐採木材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組の強化、設計・施工事業者等に対する情報発信、木材利用の意義等に関する普及活動の推進に取り組むこと等を内容とする協定を農林水産省と締結。

全国建設労働組合総連合 × 国（農林水産省・国土交通省）

『大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日
有効期間：協定締結日～令和7年3月末
対象区域：全国

全国建設労働組合総連合は、大工技能者のキャリア教育としての全国青年技能競技大会の開催、木工教室等を通じた木材利用の意義や木の良さの普及啓発、大工技能者への関心を高める活動、学校教育現場における大工技能者等のキャリア教育推進等を行うことを内容とする協定を農林水産省及び国土交通省と締結。

野村不動産ホールディングス株式会社 × ウイング株式会社 × 国（農林水産省）

『地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』

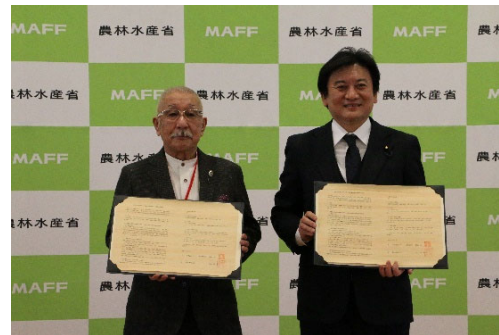


協定締結日：令和4年3月9日
有効期間：協定締結日～令和9年3月末
対象区域：全国

野村不動産ホールディングス(株)は、今後5年間で建設予定の建築物において、地域材の活用を段階的に進め、協定期間内で地域材を計10,000m³利用することに努めること、また、ウイング(株)は、木材の供給体制を整えて木材の供給を適時に行うよう努めること、両者が連携して植林支援を行うこと等を内容とする協定を農林水産省と締結。

株式会社 アクト × 国（農林水産省）

『国産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日
有効期間：協定締結日～令和7年3月末
対象区域：全国

(株)アクトは、施主に木造化・木質化の提案を進めて国産材の普及促進に努めること、木造施工物件において、床面積1m²あたり0.191m³以上の国産材を利用する設計を基本とし、3年間で600m³の国産材(過去3年間の3倍に相当)を利用すること等を内容とする協定を農林水産省と締結。

建築物木材利用促進協定の締結事例

一般社団法人 ひみ里山杉活用協議会 × 氷見市

『ひみ里山杉等（氷見産木材）利用促進に関する協定』



協定締結日：令和4年3月15日
有効期間：協定締結日～令和7年3月末
対象区域：氷見市及び周辺地域

一般社団法人 ひみ里山杉活用協議会は、氷見産木材の利用促進に関わる普及活動や木育活動を通じて、人と自然とのつながりを取り戻し、その知恵や技術を次世代に引き継ぎ、自然と共存した持続可能な社会を実現するとの構想を実現するため、氷見市と協定を締結。

一般社団法人 埼玉建築士会 × 埼玉県

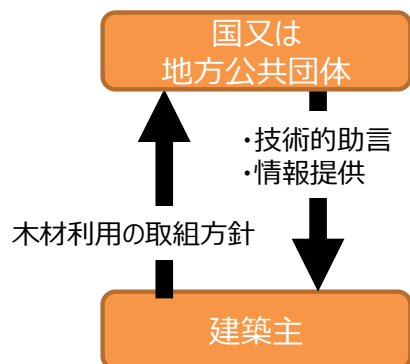
『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』

一般社団法人 埼玉建築士会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することで、埼玉県内の建築物における木材の利用の促進に貢献するという構想を実現するため、埼玉県と協定を締結。

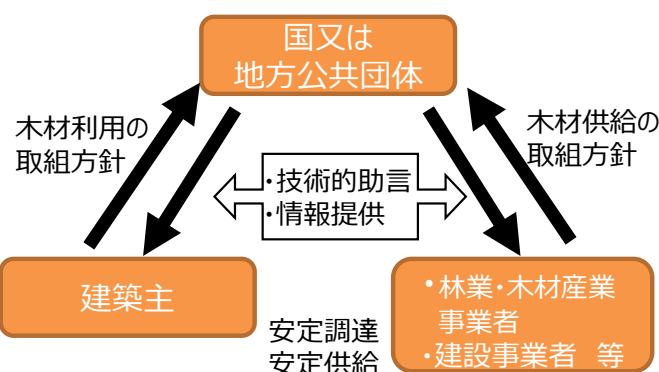
協定締結日：令和4年3月15日
有効期間：協定締結日～令和7年3月末
対象区域：埼玉県

協定の形態

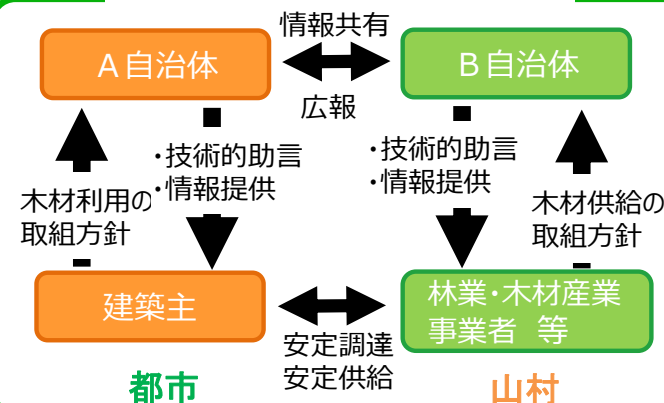
① 2者協定



② 3者協定



③ 都市／山村連携型



ウッド・チェンジ協議会～川上から川下まで建築物木材利用プラットフォーム～

- ・ 民間建築物等における木材利用の促進に向けて、経済・建築・木材供給関係団体など、川上から川下までの幅広い関係者が一堂に参画する官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」を立ち上げ。
- ・ 令和3年9月に第1回目の会合を開催し、建築物での木材利用について各界における取組状況の発表や関係省庁から情報提供を行い、意見交換を実施。挙げられた課題を踏まえ、5つの小グループでの検討を進める。

○目的

木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組む。

○参加団体等

・ 会長：隅 修三（東京海上日動火災保険株式会社 相談役）

・ 団体・企業等：

（公社）経済同友会

（一社）日本経済団体連合会

日本商工会議所

（一社）住宅生産団体連合会

（一社）日本建設業連合会

（公社）日本建築士会連合会

（一社）日本ビルディング協会連合会

（一社）不動産協会

全国森林組合連合会

（一社）全国木材組合連合会

（一社）中大規模木造プレカット技術協会

（一社）日本林業経営者協会

全国知事会

全国市長会

全国町村会

みなと森と水ネットワーク会議

ウッドソリューション・ネットワーク

（公社）国際観光施設協会

（一社）日本プロジェクト産業協議会

ウッド・チェンジ・ネットワーク

（農林中央金庫）

ワーキンググループ事務局 + 22企業

・ 研究機関：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

・ 関係省庁：総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省（事務局）



5つの小グループ

木造化モデル作成G

木材利用環境整備G

SDGsへの貢献やESG投資の動きも踏まえ、川上から川下の関係者間の連携のあり方や見える化について検討

情報発信G

建築物への木材利用のメリットの整理、木質化の経年変化の事例収集などを実施

低層小規模建築物G

コスト縮減の視点も含め、「低層小規模建築物」や「中規模ビル」等の木造化モデルを検討・作成し、その普及に向けた取組を検討

中規模ビルG

高層ビルG

都市部の建築物における木材利用を訴求するため、高層木造ビルの普及ツールを検討

都道府県の皆様へのお願い

総務大臣から各都道府県知事等にも積極的な木材利用促進の取組を依頼しています

令和4年1月21日付け 総務大臣通知『庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について』

● 都道府県方針の改定

改正法第11条第1項において、都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内的の建築物における木材の利用の促進に関する方針（都道府県方針）を定めることができるとされています。

旧法に基づく都道府県方針は、全ての都道府県で策定いただいているところ。民間建築物を含む建築物一般における木材利用を効果的に促進するため、都道府県方針の改定をお願いします。

● 公共建築物における率先した木材利用の推進

国の基本方針では、公共建築物について、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進することとしています。公共建築物における率先した木材利用をお願いします。

● 「建築物木材利用促進協定」制度の周知と活用

建築主等の事業者への「建築物木材利用促進協定」制度の周知をお願いします。

また、地域材の利用拡大、川上から川下までが連携した木材利用の取組の促進などに、本協定制度を積極的にご活用ください。

● 木材利用に関する国民理解の醸成

木材利用の国民運動化に向けて、各種イベントの開催などにご協力をお願いします。

「ウッド・チェンジ」ロゴマークもご活用ください（林野庁HPから利用登録可）。



● 建築物における炭素貯蔵量表示ガイドラインの活用

木材利用促進に取り組む中で、脱炭素社会の実現に貢献することを説明するに当たっては、ガイドラインを活用し、建物に炭素貯蔵量を表示いただくなどして、建築物における木材利用の地球温暖化防止への貢献についてPRをお願いいたします。



みんなでウッド・チェンジして 森林の持続的なサイクルを！



林野庁HP「木材の利用の促進について」

関係法令や基本方針、協定制度、木材利用促進本部、木造建築物の事例、ウッド・チェンジ協議会、クリーンウッド法、炭素貯蔵量表示ガイドライン、普及啓発資料、イベント情報など幅広く掲載。

林野庁 木材の利用の促進について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>

検索

